

令和元年度 第1回鳥取市景観形成審議会継続審議（書面決議）議事録

- 1 日 時 令和元年11月21日（木）～12月6日（金）
- 2 内 容 鳥取市覚寺「ようこそ鳥取砂丘へ」広告塔の表示面の変更について
【別紙1、継続審議（書面審議）】

- 3 出席者（回答者） 長澤良太会長は議長

（1）委員

張 漢賢委員、来田裕子委員
田中静雄委員、伊藤達朗委員、山本美穂委員、竹内秀徳委員、田中雅勝委員
木下仁人委員、谷口紳二委員

- 4 欠席者（未回答者）

樋口洋子委員

5 結 果

- ・「議事2 鳥取市覚寺（ようこそ鳥取砂丘へ）広告塔の表示面変更について」市長が許可を行うことについて
異議なし 9件
異議あり 0件

この結果により、鳥取市景観形成条例第31条により、

- 1、審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。→ 会長名による書面審議
- 2、審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
→ 10名中9名の回答（出席）
- 3、会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。→ 9名回答中9名異議なし

以上のことから、市長が許可を行うことを認めることとします。

参考意見として

- ・矢印を取って、あと2kmを大きくすればいかがでしょうか。→ 担当課へ参考意見伝えます。
- ・条例制定前の屋外広告物について、今回は1つの指針となると考えている。目的、景観への影響等を個別具体的に検討することが条例制定前の広告物を変更し設置することについて必要と考えている→ 参考意見として事務局で検討します。

- 6 報 告 書面決議について（結果報告）
（別紙2）